

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成27年7月15日)

開催日及び場所		平成27年6月23日(火曜日) 第2会議室
委員		荒島裕雅 (荒島裕雅税理士事務所) 寺田昌人 (寺田公認会計士事務所) 野口幹夫 (中島・野口法律事務所)
審議対象期間		平成27年1月1日～平成27年3月31日
審議対象案件		110件 うち、1者応札案件25件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
抽出案件		14件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率12.7%) (抽出率16.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)
工事	一般競争	4件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	
	公募型指名競争	該当なし
	工事希望型競争	該当なし
	その他の指名競争	該当なし
随意契約		該当なし
業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	
	公募型競争	該当なし
	簡易公募型競争	該当なし
	その他の指名競争	該当なし
	随意契約	
	公募型プロポーザル	該当なし
	簡易公募型プロポーザル	該当なし
標準型プロポーザル	該当なし	
その他の随意契約		該当なし

抽出案件内訳

物品・ 役務等	一 般 競 争	8件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	該当なし
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	1 造林抽出案件（C1・C2） いずれも共同事業体が契約 しており、事業体も3者同じ 事業体である。しかしなが ら、事業体の順番がC1・C2で 異なっているのはなぜか。	1 当該抽出案件については、共 同事業体において、最初に名前 が挙がっている事業体が代表者 となっており、代表者の格付等 級がその共同事業体の等級とな る。 C1についてはB等級の岡崎が 代表となり、C2についてはA等 級の王木が代表者となってい る。
	2 治山工事抽出案件（A1） 10年間の全体計画を踏ま え、各工事を実施していると のことであるが、10年間の工 区割等はどの段階で決めてい るのか。 例えば、同時に2工区を実 施する場合はあるのか。	2 十勝岳の場合は、全体計画の 計画時に泥流の流れをシュミレ ーションし、そのデータを基に 施工箇所、施工順番及び工区を 決めている。 発注時期や予算状況を踏まえ 2工区同時期に実施する場合も ある。
	3 全体的に入札参加者が増え ているのか。	3 発注時期も影響していると思 えるが、今回は工事等の入札参 加者が増え、かつ1者入札の件 数が少ない状況にある。 なお、過去3カ年の入札参加 者数及び1者入札の状況につい ては次回委員会で説明する。
	4 全体的に、複数年に渡る 一括発注契約は行っている のか。	4 治山事業に係る複数年契約は 実施してはいるが、優先度を 勘案し集中的に予算を投じて事 業を実施する場合がある。 造林事業、生産事業では法律 に基づき、年間5か所程度複数 年（3年）契約により契約を締 結している。 その他、局の耐震工事やコピ ー機のリース契約等複数年契約 としている。 なお、複数年契約の実施に当

		<p>たつては、いずれも財務省の承認を得ている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

北海道森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成27年6月23日（火曜日） 第2会議室			
委員	荒島裕雅（荒島裕雅税理士事務所） 寺田昌人（寺田公認会計士事務所） 野口幹夫（中島・野口法律事務所）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				